# 大阪市建設局設計・施工技術連絡会議 議事録

工 事 名	淀川左岸線(2期)トンネル整備工事-3		
会議名称	大阪市建設局設計・施工技術連絡会議(第2回)		
開催日時	令和5年2月20日(月)15:00~17:30		
開催場所	建設局野田工営所(淀川左岸線2期建設事務所)3階会議室		
	発注者	設計者	受注者
	建設局淀川左岸線2期	株式会社	大成・村本・森本・寄神・
出 席 者	建設事務所	エイト日本技術開発	中央復建特定建設工事
	設計課		共同企業体
	建設課		

議題・議事の内容

### (1) 工事概要

淀川左岸線(2期)事業は、此花区高見から北区豊崎までの自動車専用道路であり、淀 川堤防と一体構造となるトンネル構造物を開削工法にて整備するものである。

本工事は、淀川左岸線(2期)事業のうち、北区大淀北1丁目から豊崎6丁目区間を対象とし、詳細設計付きの工事を行うものである。

#### (2) 事案概要

本事案は、以下の項目について、設計変更案の妥当性を確認するものである。

- ① 砂杭施工に伴う周辺地盤影響の結果、地盤改良工法について見直す必要が生じている。
- ② 躯体コンクリートの温度応力解析の結果、コンクリート配合、膨張材の添加及びひび割れ制御鉄筋を見直す必要がある。
- ③ 仮桟橋工にあたり、国土交通省河川維持管理用通路を残置することとなり、河川側の工事用動線や資材ヤードとしての使用が不可となったことから仮桟橋の構造を見直す必要がある。
- ④ 汚染土処理について、土壌汚染調査の結果、健全土と汚染土に仕分けをする必要が生じている。
- ⑤ 杭施工にあたり、近接する鉄道施設への影響を考慮することとなったため、基礎構造 について見直す必要がある。

# 事案に対する検討内容

- ① 地盤改良工について、追加土質調査の結果を踏まえた変更を行うことについて、工法 比較表や図面を基にその妥当性を検討する。
- ② 躯体コンクリートの温度ひび割れ対策検討経緯と対策方法を基に変更を行うことについて、その妥当性を検討する。

- ③ 仮桟橋工について、仮桟橋の設置当初・変更比較表により、横断桟橋、渡り桟橋を設置する変更案について、その妥当性の検討を行う。
- ④ 汚染土処理について、汚染土の概要図を基に、仕分方法やその範囲の妥当性を検討する。
- ⑤ 基礎工法について、縦断図や施工検討比較図を基に、近接構造物への影響やその工法の妥当性を検討する。

## (主な意見)

- ① 地盤改良工法及び固結改良深度の変更について
- ・砂杭工の代替工法として、経済的かつ周辺地盤への影響がなく、本事業でも実績のある工種として固結工を採用することは適切である。
- ・2-2工区及び3工区それぞれの一部区間では、土質調査の結果、砂層が薄層でありかつ 下部に粘土層が介在していることが判明したため、粘性土との連成評価の結果、Dg層 を着底層とする必要がある。
- ・砂層の下部に粘土層が介在しない区間においては砂層(Asc2層)を着底層とする。
- ② 躯体コンクリートの温度ひび割れ対策について
- ・当工区における温度応力解析の結果、ひび割れ制御には低熱コンクリートを使用する ことが必須で、施工時期によっては膨張剤等の追加対策が必要となることについて、 妥当であると考える。
- ③ 仮桟橋工について
- ・国土交通省の河川維持管理用通路を確保する必要が生じたため、工事車両用動線や作業ヤードの確保が困難となった箇所がある。
- ・民家側には現道があるが、沿道利用が困難であり、それを踏まえて考えると、民地側 のヤードが確保できないため、縦断仮桟橋は必要となる。
- ④ 汚染土処理について
- ・1次掘削時の仕分方法については、適切であると考える。
- ・2次掘削以降に発生する残土の取扱い方針について、この場で定量的に評価すること は難しいが、仕分作業について、簡単なことではないと言える。
- ・2次掘削以降に発生する残土についても、原則として健全土及び汚染土をそれぞれ仕分して処理することが望ましく、今後実施予定の認定調査結果により全容を明らかにした上で、精査すべきであると考える。
- ⑤基礎構造の変更について(53-1BL)
- ・近接構造物である阪急電鉄の営業路線に影響がない工法を選択した結果、工法変更が 生じることはやむを得ない。